

千葉県告示第761号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び第115条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者指定事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10により告示します。

令和5年9月14日

千葉市長 神谷俊一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ぺんぎん	訪問看護ステーションこもれび	千葉県若葉区大宮台4-5-11	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 9月1日
医療法人社団 MYC	医療法人社団 MYC 三枝整形外科医院通所リハビリテーション	千葉県稲毛区小仲台6-14-5	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和5年 9月1日
医療法人社団誠馨会	医療法人社団誠馨会総泉病院	千葉県若葉区更科町2592	介護予防訪問リハビリテーション	令和5年 9月1日
公益社団法人千葉県看護協会	看護協会ちば訪問看護ステーション	千葉県美浜区新港249-4	介護予防訪問看護	令和5年 9月1日
株式会社フロンティア	リラックス訪問介護センター千葉	千葉県中央区富士見2-2-3 吉田興行第一ビル5階B	訪問介護	令和5年 9月1日
株式会社さんご	訪問看護ステーション「さくら咲くはなみがわ」	千葉県花見川区畑町865 メゾン中台102	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 9月1日
社会福祉法人鳳雄会	訪問看護ステーションゆめ	千葉県花見川区畑町759 フォレストビル102	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 9月1日